

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

砺波市長 夏野 修

市町村名 (市町村コード)	砺波市 (162086)	
地域名 (地域内農業集落名)	庄下地区 (大門・矢木・宮村・高道・坪内)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月5日 (第5回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域農業は、水稻を中心にチューリップ球根、大豆、大麦、玉ねぎ等の生産が盛んで、市特産品の大門素麺の原料の小麦の生産が進められている。
- ・新規就農の経営体において、果樹、きくらげ等の生産が進められている。
- ・地域の農地は、農業法人、集落営農組織、個人経営体が中心となり、農地の集積・集約化が図られている。
- ・個人及び法人など一部の農業経営体は、構成員の高齢化や後継者不足等が懸念されており、農作業の効率化や組織の見直し等が将来的な課題になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を中心に大豆、大麦、小麦等の生産調整作物を生産する一方で、チューリップ球根、玉ねぎ等の収益性の高い農産物の生産に取り組む。
- ・チューリップ球根、玉ねぎの生産は、農地の団地化や大型機械を活用するなど、生産効率向上に努める。
- ・新規就農者の育成、担い手の確保、集落営農組織の健全化、個人農業者の法人化を推進し、持続可能な農業経営の実現に向けた取組みを進める。
- ・地域内の一部の集落営農組織は、合併・統合、働き手の共有化などについて検討し、組織の見直し等を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	215.79 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	182.09 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及び農業上の利用が行われる農地を含んだ区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・ 地域の農業経営体への農地の集積・集約化の取組みを推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・ 農地の担い手が経営難等の事情により営農の継続が困難になった際は、地域計画の見直しを行うほか、農地の一時保全管理や農地中間管理機構を活用し、新たな担い手への貸付けを進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・ 用排水路等は積極的な維持管理に努め、基盤整備事業は地域の実情に応じて検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ 認定農業者や新規就農者の確保に努め、県・市・JA・土地改良区などの関係機関と連携し、農地の斡旋・技術的指導や法人の合併などの支援の取組みを進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・ となみ野農業協同組合において、農産物の品質向上を図るため、土壌改良剤の散布支援を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--